

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第31号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額（時間額）の欄を次のとおり改める。

報酬の額（時間額）
円
1, 534
1, 362
1, 300
1, 300
1, 291
1, 294
1, 294
1, 294
1, 274
1, 294
1, 338
1, 383
1, 362
1, 405
1, 444
1, 444
1, 488

1, 5 3 4
1, 2 2 4
1, 2 6 1
1, 3 0 3
1, 6 0 6
1, 6 4 7
1, 6 8 7
1, 2 2 2
1, 2 6 2
1, 3 0 3
1, 2 9 4
1, 3 3 8
1, 3 8 3
1, 4 4 4
1, 4 8 8
1, 5 3 4
1, 6 1 3
1, 5 7 4
1, 6 1 3
1, 6 5 2
1, 5 8 9
1, 6 0 9
1, 6 2 8
1, 8 4 2
1, 8 7 0
1, 8 9 7
2, 2 7 2
2, 2 9 9
2, 3 2 0
1, 5 2 5

1, 565
1, 601
1, 631
1, 663
1, 697
1, 697
1, 728
1, 756
1, 756
1, 779
1, 812
1, 765
1, 788
1, 810
2, 996
3, 039
3, 081
1, 743
1, 765
1, 788
2, 952
2, 996
3, 039

同表備考第2項中「3, 068円」を「3, 150円」に、「3, 033円」を「3, 114円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日

前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。